

登米市営迫佐沼墓地第5ブロック使用者募集について

登米市では、市営迫佐沼墓地の永代使用者を次のとおり募集します。

ご希望の方は「墓地使用許可申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えてお申込みください。（「墓地使用許可申請書」は最終ページにあります。）

■ 所在地

登米市迫町佐沼字沼向53番地（火葬場裏）

■ 募集区画数

区画数	1区画面積
109区画	4平方メートル（2m×2m）

■ 永代使用料及び管理料

永代使用料 280,000円（市内）

永代使用料 336,000円（市外）

管理料 2,000円（年間）

■ 申込資格と条件について

次のいずれかの条件を備える方で、使用許可後2年以内に墓碑等を設置できる方。

- ① 登米市に住所を有し、かつ、遺骨を有する方。
- ② 登米市内に本籍を有し、かつ、遺骨を有する方。

※ 区画の場所については、指定できません。申込順に使用番号の少ない順から区画の指定を行います。

■ 申込書類及び受付について

- 申込書の配布場所 登米市市役所市民生活部環境課
登米市役所迫総合支所地域生活課地域係
- 申込書受付場所 登米市役所 市民生活部 環境課
登米市役所 迫総合支所地域生活課 地域係
- 申込書受付期間 平成20年8月1日（金）～随時

■ 申込みに必要なもの

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 「墓地使用許可申請書」(所定の様式) | 1 通 |
| 2 住民票の写し(世帯全員の記載のあるもの) | 1 通 |
| 3 戸籍抄本の写し(本籍要件のみで申込まれる方) | 1 通 |

■ 申込み・問い合わせ

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ○登米市役所 市民生活部環境課 | TEL 0 2 2 0 - 5 8 - 5 5 5 3 |
| ○登米市役所 迫総合支所地域生活課地域係 | TEL 0 2 2 0 - 2 2 - 2 2 1 3 |

申込から埋葬等の流れ

- | | |
|-----------|--|
| 1 使用許可申請 | 「墓地使用許可申請書」に記入押印し、添付書類と一緒に市民生活部環境課又は、迫総合支所地域生活課地域係へ提出。 |
| ↓ | |
| 2 永代使用料納付 | 「墓地使用許可申請書」、添付書類を提出後、永代使用料の納付書が届いたら入金。 |
| ↓ | |
| 3 使用許可証受領 | 管理料の入金確認後、使用許可証を送付。 |
| ↓ | |
| 4 墓石等の設置 | 登米市営迫墓地条例施行規則第4条による墓地の施設制限がありますので、事前にご確認ください。 |
| 5 遺骨の埋葬 | 事前に火葬許可証(埋葬許可証)持参し、迫総合支所市民福祉課市民福祉係に提出してください。 |

その他の届け

- 使用者が死亡した場合で、相続人、親族等に墓地の使用権を移す場合は、「墓地使用承継届」を提出し、新たな「使用許可証」の交付を受ける。
- 使用者、管理人の住所等を変更した場合は、「墓地使用許可証記載事項変更申請書」の提出が必要となります。
- 墓地を返還する場合は、「墓地返還届」を提出する必要があります。

墓地の施設制限

- 1 使用者は、墓地の区画を明らかにするため、囲障を設けなければならない。**
- 2 墓碑その他の施設は、次の基準に従わなければならない。**
 - (1) 墓碑及びこれに類するものの高さは、3メートル以内とする。**
 - (2) 盛土の高さは0.6メートル以内、囲障の高さは1メートル以内とすること。**
 - (3) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種を選ぶこと。**
 - (4) 衛生上支障のないよう考慮すること。**

墓地使用許可申請書

平成 年 月 日

登米市長 布施 孝尚 様

(申請者) 本 籍

現住所

氏 名

Ⓔ

電 話

次のとおり墓地の使用許可を受けたいので、申請します。

墓 地 の 名 称		登米市宮迫佐沼墓地	
※ 指令(許可)番号		平成 年度 登米市 (登環) 指令第 号	
※ 墓 地 番 号		第 号	※ 使用面積 m ²
使 用 の 理 由	死 亡 者 名		
	死 亡 年 月 日		
	申請人との関係		
	具 体 的 な 理 由		
管 理 人	申請人との関係		
	住 所		
	氏 名		
※ 永代使用料		※納付年月日	年 月 日
備考			

(注)

- 1 申請者の住民票及び死亡者との関係を証明できる書類の写しを添付してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。